

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	子ども子育て支援に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

名護市は、子ども子育て支援に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

名護市長

公表日

令和2年11月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども子育て支援に関する事務
②事務の概要	<p><児童福祉法に基づく事務> 児童福祉法に基づく、保育所等の利用についての調整・要請に関する事務</p> <p><子ども・子育て支援法に基づく事務> 子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定を支給するため、次の事務で特定個人情報ファイルを使用する。</p> <p>①資産又は収入の状況についての資料提供又は報告を求める事務 ②子どものための教育・保育給付認定(保護者負担額、副食費免除を含む。)又は子育てのための施設等利用給付認定に係る決定・変更・職権変更・取消の事実についての審査事務 ③現況届に係る事実についての審査事務</p>
③システムの名称	子ども子育て支援システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子ども子育て情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 8項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 ・第9条第1項 別表第一 94項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二 13の項、16の項、116の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第59条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭部保育・幼稚園課
②所属長の役職名	保育・幼稚園課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	名護市こども家庭部保育・幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	名護市こども家庭部保育・幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月31日	5. 評価実施期間における担当部署	②所属長 子育て支援課長 上地利夫	所属長 子育て支援課長	事後	
平成29年7月31日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
平成29年7月31日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市総務部人事行政課	名護市地域政策部企画情報課	事後	
令和1年6月21日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	子ども子育て支援法等の関連法の規定に則り、保育施設等を利用する支給認定保護者等の管理、利用者負担の徴収及び子どものための教育・保育給付の支給を行っている。 また、児童福祉法の規定に基づき、保育必要認定子どもの保育利用に関する利用調整を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ①申請書及び届出書等に関する確認 ②利用(入所)要件の確認 ③保護者情報の確認 ④利用者負担金額(保育料)算定に必要な各種情報の確認、照会	子ども子育て支援法等の関連法の規定に則り、幼稚園、保育施設等を利用する教育・保育給付認定保護者等の管理、利用者負担の算定及び子どものための教育・保育給付等を行う。 また、児童福祉法の規定に基づき、保育必要認定子どもの保育利用に関する利用調整を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ①申請書及び届出書等に関する確認 ②利用要件の確認 ③保護者等情報の確認 ④利用者負担金額(保育料)算定に必要な各種情報の確認、照会	事後	
令和1年6月21日	3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 94項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) ・第9条第1項 別表第一 8項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第8条 ・第9条第1項 別表第一 94項 ・別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第68条	事後	
令和1年6月21日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「子ども・子育て支援法」が含まれる項(116の項)	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)に「児童福祉法」・「子ども・子育て支援法」が含まれる項(項番13、項番16、項番116)	事後	
令和1年6月21日	5. 評価実施期間における担当部署	こども家庭部子育て支援課 子育て支援課長	こども家庭部保育・幼稚園課 保育・幼稚園課長	事後	
令和1年6月21日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市一丁目1番1号 0980-53-1212(内線139)	名護市こども家庭部保育幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和1年6月21日	II 1. 対象人数	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	II 2. 取扱者数	平成27年8月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月21日	VI リスク対策	なし		事後	新規様式
令和2年11月11日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<児童福祉法に基づく事務> 児童福祉法に基づく、保育所等の利用についての調整・要請に関する事務 <子ども・子育て支援法に基づく事務> 子ども・子育て支援法その他関係法令に基づき、子どものための教育・保育給付認定又は子育てのための施設等利用給付認定を支給するため、次の事務で特定個人情報ファイルを使用する。 ①資産又は収入の状況についての資料提供又は報告を求める事務 ②子どものための教育・保育給付認定(保護者負担額、副食費免除を含む。)又は子育てのための施設等利用給付認定に係る決定・変更・職権変更・取消の事実についての審査事務 ③現況届に係る事実についての審査事務	子ども子育て支援法等の関連法の規定に則り、幼稚園、保育施設等を利用する教育・保育給付認定保護者等の管理、利用者負担の算定及び子どものための教育・保育給付等を行う。 また、児童福祉法の規定に基づき、保育必要認定子どもの保育利用に関する利用調整を行っている。 (特定個人情報ファイルを使用する事務) ①申請書及び届出書等に関する確認 ②利用要件の確認 ③保護者等情報の確認 ④利用者負担金額(保育料)算定に必要な各種情報の確認、照会	事後	
令和2年11月11日	I 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二 13の項、116の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第59条の2の2	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ・提供なし (別表第二における情報照会の根拠) ・別表第二 13の項、16の項、116の項 ・別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第10条の3、第12条、第59条の2	事後	
令和2年11月11日	I 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	名護市地域政策部企画情報課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市こども家庭部保育・幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	I 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ	名護市こども家庭部保育幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	名護市こども家庭部保育・幼稚園課 沖縄県名護市港一丁目1番1号 0980-53-1212	事後	
令和2年11月11日	II 1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年11月11日	II 2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年11月11日	IV 6. 情報提供ネットワークとの接続	十分である	「接続しない(提供)」に○	事後	